

クルマの手続きを忘れずに!!

所有者が変わったとき

移転登録 が必要です

詳しい手続きは国土交通省HPを確認!

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



引越したとき

変更登録 が必要です

詳しい手続きは国土交通省HPを確認!

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



車検証の電子化とは

- 令和5年1月より車検証が電子化され、A6サイズの厚紙にICタグが貼付されています。(軽自動車は令和6年1月から)

※電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



車検証閲覧アプリとは

- 電子車検証の「車検の有効期間」、「使用者の住所」などの項目を確認できます。
- 電子車検証を読み込むことで、その車両の情報をアプリ内に保存することができます。
- 「車検証の有効期間が近づいた場合」、「リコール情報が提供された場合」などに通知が届きます。

※車検証閲覧アプリのダウンロードは無料で行えますが、お使いのスマートフォンへの通知などは別途設定していただく必要があります。

※車検証閲覧アプリのインストールはこちら



引越しOSSとは

- 個人が引越しの際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次の車検時まで猶予します!

※引越しに伴い、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いてOSSにより行う手続きが対象です。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidousha_06_hh_000125.html



※OSS(ワンストップサービス)とは自動車登録手続と税の納付・車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能としたサービスです。

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>



※軽自動車の場合は、軽自動車検査協会事務所でのお手続きが必要です。



ご注意!

手続を行わないと以下のような支障が生じる恐れがあります。

- リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)、税金や保険のお知らせが届かない。
- これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に…
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる。
- 道路運送車両法違反により、罰金刑に処される場合もある。



※お電話でのお問い合わせは裏面をご覧ください。

※登録自動車・軽自動車の保管場所(車庫)を変更したときは、最寄りの警察署へお問い合わせください。

※「自動車税」及び「軽自動車税(環境性能割)」は所在する都道府県の窓口へ、「軽自動車税(種別割)」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせください。

自動車登録等適正化推進協議会 一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人日本整備振興会連合会／
一般社団法人全国標榜協議会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／一般社団法人全国自家用自動車協会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／
一般社団法人日本自動車会議所／全国自動車検査登録印紙売捌人協議会／日本自動車輸入組合／一般社団法人日本自動車連盟(JAF)／軽自動車検査協会
【事務局】一般財団法人自動車検査登録情報協会